



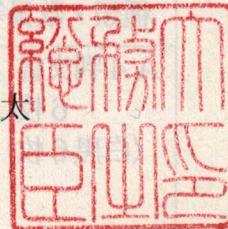
総行行第90号

令和3年4月2日

## 行政文書開示決定通知書

吉富 有治 様

総務大臣 武田 良太



令和3年3月8日付け（同月9日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

### 1 開示する行政文書の名称

「2021年1月から2月末までの期間において、総務省自治行政局職員と公明党大阪本部に所属する大阪府会議員及び大阪市会議員との間で、「府市一体化・広域一元化に向けた条例」等について話し合われた内容がわかる文書及び資料等いっさいについて。」として、以下の文書

- ・都市計画に関する質問事項
- ・都市計画決定の事務フロー（案）

### 2 不開示とした部分とその理由

なし

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 都市計画に関する質問事項

1. 2000 年の地方分権一括法の施行以降、都市計画は、より住民に身近な基礎自治体へと決定権限が委譲されてきています。また、いわゆる大阪都構想の制度設計が進められていた平成 26 年当時、地方自治法に基づく「事務処理特例」により一部の都市計画を委譲するといった大阪府市の案について、国土交通省は「都市計画法の趣旨を鑑みると事務処理特例」の活用による決定権限の委譲はなじまない」とする旨の見解を示されました。こうした経緯を踏まえたうえで、都市計画決定権限を地方自治法に基づく事務委託の対象とすることについて、どのように考えるのかご教示願います。
  
2. 地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づく「事務の委託」については、事務の委託の対象となる事務の範囲に制限はないと解されますが、その活用にあたっては、個別法の制度趣旨を踏まえて検討すると聞いております。そこで、今回、都市計画の一部を事務委託する場合、都市計画法第 87 条の 2 において、「指定都市が定める」とされた特例項目（都市高速鉄道、都市再生特別地区等）があったとしても、自治法上の事務委託がなされた場合においては、都市計画法で規定されている内容の如何にかかわらず、その効力は失われるものと解してよいかご教示願います。

3. 前記2において、具体的に個別法の制度趣旨を踏まえてとは、どのような場合を指すのかご教示願います。
4. 今回の委託の対象が、都市計画法第19条1項の規定に基づく都市計画決定であるならば、大阪府・市の案については、「大阪府都市計画審議会へ附議」することとなっているが、法の趣旨から見ると「大阪市都市計画審議会を経る」ことが妥当であると解してよいかご教示願います。
5. 今回の大阪府・市の案で都市計画決定される場合、国土交通大臣は都市計画法87条の2-4項の規定により読み替えて適用される同法第19条3項に基づき大阪府知事から協議を受けることになるが、国土交通大臣はこの協議に対して同意できると解して良いかご教示願います。

6. 今回の条例案では、大阪全体の視点から府市協調でまちづくりを進めるため、今後の都市計画の方針となる「都市計画区域マスタープラン」や大阪の都市機能の向上に資する拠点開発、広域交通網等を府へ事務委託するとの方針であるが、本来、政令指定都市が実施すべき内容を府へ事務委託することについて、府が事業遂行に一定の責任を持つことが確定されることから、自治法上における都市全体の成長・発展に資するものであると解して良いかご教示願います。
7. 都市計画の一部を大阪府へ事務委託した場合、都市計画の事業計画について、大阪府は、都市計画法の手続きを進めることとなるが、事務委託の執行にあたって、大阪市の意見を聴取する府市連絡会議を設定する等、大阪市はどこまで関与することが認められるかご教示願います。
8. 条例案では、条例に規定する都市計画権限の事務の委託（7項目）を定めているが、その権限の中では、国の利害に重大な関係がある事務として大臣同意が求められるものに限定している。この場合、事務委託の規約の策定については、大阪府が計画決定の権限と責任を持ちながら府市一体でまちづくりを進めこととなるが、この規約には、個別のプロジェクトを特定する必要があるのか、あるいは、事務委託された7項目全体での規約の策定になるのかご教示願います。

9. 都市計画における事務委託の規約の策定については、条例制定後となるようである。そこで、将来に規約を策定する場合に、下記の項目をあらかじめ規定しておくことを検討しているが、それ以外に留意すべき事項があればご教示願います。

(ア) 大阪市からの意見を聴取すること。(大阪市都市計画審議会の附議?)

(イ) 委託の廃止・変更等の手続きを設けること。

#### 条例案に関する質問事項

1. いわゆる一元化条例案が知事専権のようなものである場合、基礎自治体としての主権はどこにあると言えるかご教示願います。

2. また、協議において府市が同意しなかった場合はその事業等はどのような手続きとなるのかご教示願います。

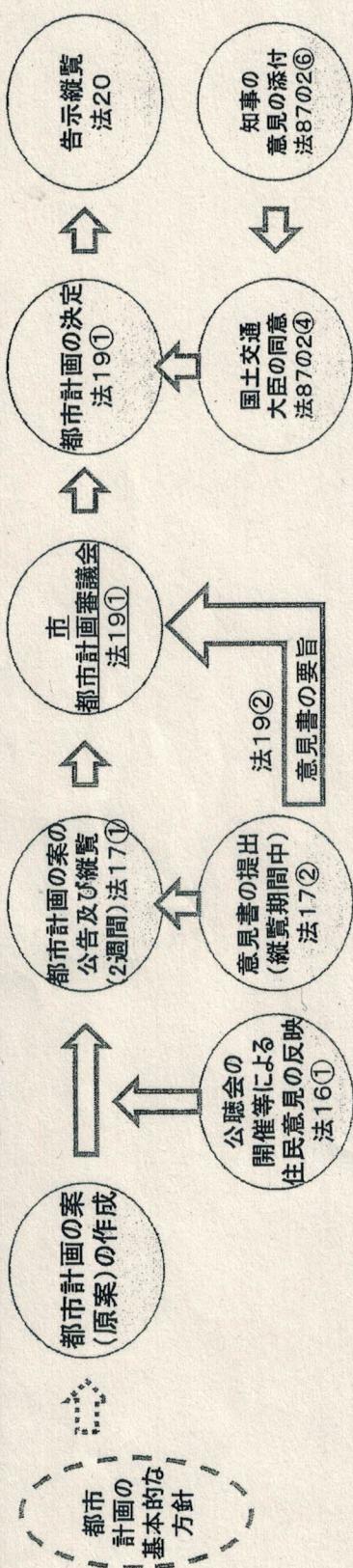
3. 合わせて、府市が対等との関与の規定により、市の主権は、地方自治法の趣旨のとおり担保されうるのかご教示願います。

4. 仮に委託するとして、府に新たに業務を行う部署や経験等がない場合に、その業務体制はどのように構築するのかご教示願います。
  5. その場合、市の組織を府に移管する、あるいは職員の出向として、それを知事が決定できるのか。また、市の組織のままで、府から再委任を受けて業務を行うことは、自治法上に問題はあるのかご教示願います。
  6. 事務の委託については、地方自治法上、基礎自治体優先の原則から非常時の取り扱いとなるのか、あるいは、平時での取り決めをする場合の条件はあるのかご教示願います。
  7. 事務委託の議論の中で、市の重要な事務を何でも委託するようになることは、地方自治法の趣旨にそぐわないのではないか。

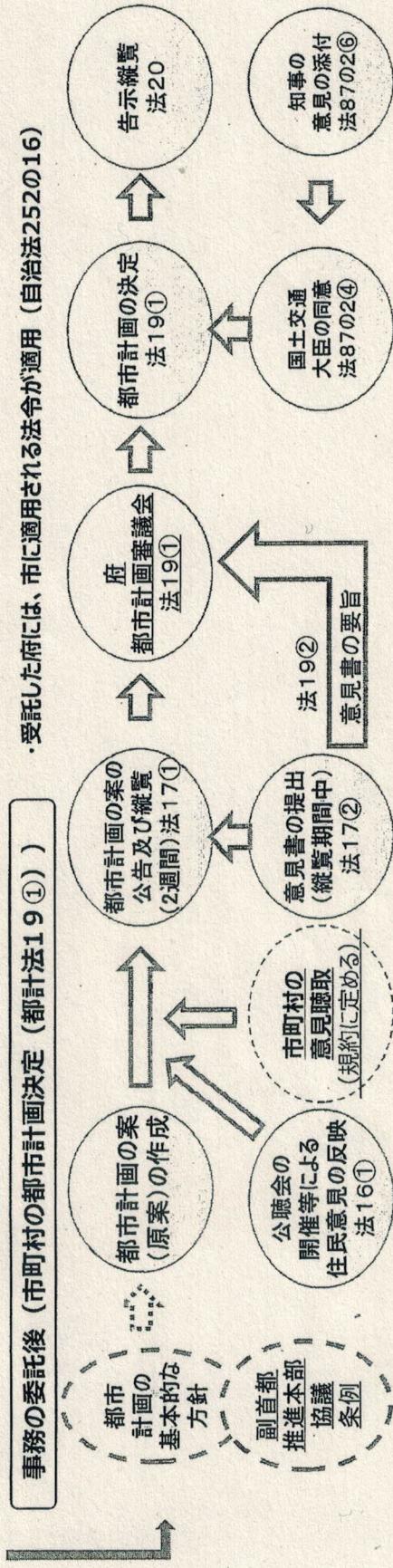
都市計画決定の事務フロー（案）

## 現状（市町村の都市計画決定（都計法19①））

（法15①）のうち、**指定都市の特例**にされているもの（法87条の2①）



事務の委託後（市町村の都市計画決定（都計法19①））



(孝子古)

※規約に意見聴取の規定を定める。  
※委託が事務の委託の場合には、「事務の委託の場合は、受託事務の範囲において自己の事務として処理する権限を有することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託のその範囲においてその権限がなくなる」ため、大阪府都市計画審議会に付議する(都市計画法第19条第1項及び第77条第1項参照)。

（都道府県都市計画審議会）の議を経て、都道府県都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれてないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。